

別紙（第3条関係）

承 諾 書

私は、鞍手町こども広場におけるキッチンカー等の営業の許可の申請をするにあたり、下記の事項について異議なく承諾します。

記

- (1) 第3条第1号に規定する営業許可証等の書類を指定された期日までに提出します。
- (2) 許可されたもの以外は、販売しません。
- (3) 許可された場所（キッチンカー内を含む。）での、飲酒・喫煙はしません。
- (4) 許可された営業時間を厳守します。
- (5) キッチンカー等の営業で使用する電気、火気及び水は、自己で用意します。
- (6) 火気を使用する場合は、必ず消火器を用意します。
- (7) 営業により発生した排水は、広場内施設に流さず、持ち帰り適切に処分します。
- (8) キッチンカー等付近にゴミ箱を設置し、清掃や出店に際し発生するゴミ（食品残渣、食品容器や包装紙、カップ等）の処理は、自己の責任と負担において行います。
- (9) 油の滴下等により広場を汚損するおそれがある場合はシートを敷く等の対策を行い、汚した場合は洗剤等を使用し、清掃します。
- (10) 営業に起因する事故（キッチンカーの移動による事故、火災や食中毒等を含む。）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む。）は、私が全責任を負い、誠意をもって対応します。
- (11) 退去時には、必ず清掃を行い、原状復旧を行います。
- (12) 広場利用者の通行や利用の妨げとなるような営業は致しません。
- (13) 営業時には、キッチンカー等の容易に確認できる場所に許可書を提示します。
- (14) 営業場所は常に清潔に保ち、広場利用者が快適に過ごせるよう努めます。
- (15) BGMを流す場合は、広場利用者の迷惑にならないような音量とします。
- (16) 広場利用者や近隣住民に影響を与える行為（チラシの配布や拡声器等を使用した呼び込み等）はしません。
- (17) 広場内での車両移動時は非常点滅表示灯を点灯し、広場利用者の安全確保を最優先とします。
- (18) 鞍手町暴力団等追放推進条例第2条第4号及び第5号に規定する暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。
- (19) 上記の記載事項に違反した場合は、すみやかに退去します。

年 月 日

鞍手町教育委員会 様

責任者

署名又は
記名押印